

平成 31 年 1 月 17 日
財 務 局

「地震時における都有施設の応急危険度判定に関する協定」の締結について

東京都地域防災計画（震災編）に基づき、大地震発生時には都有施設の応急危険度判定を実施します。判定は原則として資格を有する都職員が行いますが、より高い技術力が必要となる建築物の判定を円滑に行うため、このたび、一般社団法人日本建築構造技術者協会の技術者を派遣していただく内容の協定を締結し、協定締結式を開催しましたので、お知らせいたします。

記

- ・ 日 時 平成 31 年 1 月 17 日(木) 11 時 50 分
- ・ 開催場所 東京都庁第一本庁舎 7 階 特別応接室
- ・ 出席者 小池 百合子 東京都知事
森高 英夫 一般社団法人 日本建築構造技術者協会 会長

参 考

応急危険度判定

大地震により被災した建築物に対して、余震等による建築物の倒壊や落下物、転倒物による二次災害を防止し利用者等の安全の確保を図るため、被害の状況を調査し、当面の使用の可否の判定を行うものです。

【問合せ先】

財務局建築保全部技術管理課

03-5388-2859